○外務省告示第四百十一号

平成二十七年十一月九日にハラレで、ニャコンバ灌漑事業のための灌漑開発計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がジンバブエ共和国政府との間に行われた。

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　ニャコンバ灌漑事業のための灌漑開発計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十七億九千百万円

3　贈与の供与期限　平成三十二年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　平石好伸在ジンバブエ大使

ジンバブエ側　パトリック・チナマサ財務・経済開発大臣

平成二十七年十一月十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百十二号

平成十七年四月九日に沖縄で作成された「第二次多数国間投資基金を設定する協定」の有効期間は、その第五条2の規定に従い、平成三十二年十二月三十一日まで延長された。また、これにより、平成十七年四月九日に沖縄で作成された「第二次多数国間投資基金の管理のための協定」は、その第六条2(a)の規定に従い、平成三十二年十二月三十一日まで効力を有することとなる。

（平成二十七年六月二十四日付け米州開発銀行事務局文書）

平成二十七年十一月十九日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第二千五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山形県山形市・村山市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

村山市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡中之条町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、中之条町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

中之条町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡中之条町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び中之条町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡中之条町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

中之条町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡中之条町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び中之条町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県一関市厳美町字下菅生沢九六の四から九六の六まで、一一九の一、一一九の二、一一九の一三、一一九の六三、一一九の六四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）